

アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、ブラジルにおける 集団的消費者被害の回復制度に関する報告書の概要¹

1. 目的

現在、我が国の消費者行政上の重要課題である集団的消費者被害救済制度の創設に向け、検討が進んでいるところであるが、実効的な制度設計をするためには諸外国における類似の制度について調査・研究をする必要があるところ、我が国においてこれまでこの分野の調査・研究はほとんどされていない。このため、制度の正確な内容及び運用状況等について、可能な限り網羅的に調査を行い具体的な制度設計の検討に資するため、参考となる制度を有する各国について現地でヒアリング調査を行った。

2. 調査対象国及び調査事項

調査対象国及び調査事項は以下のとおりである。各国の制度の日本語訳については報告書の表記による。

(1) アメリカ

F T C（連邦取引委員会）による injunction²（restitution（現状回復）、disgorgement（利益の吐き出し）を含む。）、civil penalty（民事制裁金）

S E C（証券取引委員会）による injunction（restitution、disgorgementを含む。）、civil penalty

連邦司法省による injunction（restitution、disgorgementを含む。）、civil penalty

(2) カナダ ケベック州における集団訴訟

(3) ドイツ 消費者団体による利益はく奪請求、カルテル庁の利益はく奪請求、ムスタ制度

(4) フランス グループ訴権

(5) ブラジル ブラジルにおけるクラス・アクション³

3. 各制度の概要

(1) アメリカ

アメリカにおいてはF T CやS E Cなどが、管轄する法律の実効性の確保の手段として injunction や civil penalty を利用している。injunction とともに、

¹ 本概要は、報告書本文の記述を基に消費者庁が作成したものである。詳細については、報告書本文を参照されたい。

² インジャンクション：被告に一定の行為をなすことを禁じたり、既に生じた違法行為の排除のために一定の作為を命じる裁判所の命令（田中英夫編「英米法辞典」（1991年）東京大学出版会より抜粋）。

³ 共通点を持つ一定範囲の人々（クラスという）を代表して、一人又は数人の者が、全員のために原告として訴え又は被告として訴えられるとする訴訟形態（前掲「英米法辞典」より引用）。

restitution や、disgorgement が命じられることもある。SECにおいては、これらの制度を通じて違反者から支払われた金銭及び民事制裁金として支払われた金銭を、当該違反行為の被害者に分配する制度も整備されている。

(2) カナダ

ケベック州における集団訴訟 (recours collectif) は、グループ代表者が、各構成員からの委任なくして、同一の法的問題を抱える全ての構成員の名の下において訴訟を提起することができる手続である。おおむね3つの手続段階に分類することが可能であり、①第一段階として、集団訴訟提起のための事前の認可の手続、②第二段階として、認可が付された後の、本案に関する集団訴訟の手続、③第三段階として、勝訴により得られた金銭の回収である。

(3) ドイツ

ドイツにおいては、消費者団体等の一定の団体による利益はく奪請求の制度が、不正競争防止法等の法領域で2004年以来、導入されている。これは、違法な行為によって不当な利益を得た者に、その利益を被害者にではなく、国庫に支払うよう請求する権能を、消費者団体ほか一定の団体に付与するものである(ただし、制度の活用実績は限定的)。

また、競争制限禁止法では、カルテル庁の行政上の制裁金納付命令の制度とは別に、カルテル庁及び営業利益促進団体に利益はく奪請求が認められている(ただし、制度の活用実績はない)。

さらに、投資者が資本市場で誤った情報等に基づき被った損害の賠償請求などを投資先の事業者に対して求める訴訟で、多数被害者の提訴が想定されることから、2005年に「投資者ムスタ手続法」が制定された。これは、一定期間内に一定数の係属訴訟の当事者からムスタ確認手続の申立てがあれば、上級地方裁判所でムスタ確認手続が開始され、そこでの判断内容が第一審に係属している個々の訴訟の裁判所及び当事者を拘束することにより、多数訴訟を合理的に解決しようとするものである。

(4) フランス

フランスで導入が検討されているグループ訴権は、責任確認判決と消費者による損害賠償請求という二段階の手続を提案する点に特徴を有している。対象事件についても、原告適格に関しても、限定的な制度が構想されている。このBRETON法案(2006年11月8日に国民議会に提出されたものの大統領選挙日程が近付いたために審議前に取り下げられた法案)の基本的な枠組みは、今後の立法提案においても維持される可能性が高いとされている。

(5) ブラジル

ブラジルにおけるクラス・アクションは、同種個別的権利（共通の原因から生じる権利）の保護を目的とするクラス・アクションについて、被害者個人には原告適格を認めず、一定の機関・団体が提起したクラス・アクションによって概括給付判決がなされた後に、被害者個人による判決清算がなされるという二段階の手続が用意されており、原告が敗訴した場合の判決の効力がクラスに及ばないというものである。アメリカ型のクラス・アクションともヨーロッパの国々が既に採用している制度とも異なる。